

龍ヶ崎市太陽光発電システム等設置補助に関するQ & A

【補助金制度全般について】

(申請書や添付書類等の名前)

Q 1. 申請者と見積書の名前が違いますが、問題ありませんか？

A 1. 次の書類は、全て同一人である必要があります。違っている場合は、受付ができません。

- ①補助金交付申請書 ②工事請負契約書又は見積書等 ③補助金実績報告書 ④領収書
- ⑤電力受給契約申込書(太陽光発電システム設置の場合) ⑥補助金交付請求書(振込口座)
- ⑦委任状(設置業者等に委任する方) ⑧その他市長が必要と認めるもの

(設置場所)

Q 2. 地面やカーポートに置くタイプの太陽光発電システムも対象となりますか？

A 2. 申請者が自ら住んでいる住宅の電力用として設置する場合は、対象となります。

(消えるボールペンの使用)

Q 3. 文字が消えるタイプのボールペン(フリクションボール等)で記入してしまいましたが、大丈夫ですか？

A 3. 申請書や実績報告書など全ての書類で使用ができません。書き直しをお願いします。

【補助金申請について】

(市外在住者の申請①)

Q 4. 現在、市外のアパートに住んでいます。龍ヶ崎市内に太陽光発電システム等を設置した住宅を新築しようと考えていますが、補助金の申請はできますか？

A 4. P 1の「2 補助の対象者」の要件を満たしていれば、申請はできます。なお、実績報告書を提出する際には、設置場所に住民票が異動されている必要があります。

(市外在住者の申請②)

Q 5. 平日は都内のマンションに住んでいます。週末は龍ヶ崎市にある自己所有の別荘で生活しています。住民票は都内にありますが別荘に設置する場合、補助金の申請はできますか？

A 5. 設置後の主たる生活が龍ヶ崎市内となり、且つ、設置場所に住民票を異動する予定であれば、申請ができます。

(建売住宅購入時の申請)

Q 6. 建売住宅を購入する場合でも、申請はできますか？

A 6. P 1の「2 補助の対象者」の要件を満たしていれば住宅購入者(売買契約者)が申請できます。ただし、対象機器が未使用品に限ります。

(機器設置後の申請)

Q 7. 約1月前に太陽光発電システム等の設置工事が終了していますが、今から申請はできますか？

A 7. 申請は、設置工事の着手前であることが必要ですので、申請ができません。

(貸家の申請)

Q 8. 自己所有の貸家に太陽光発電システム等を設置しようと考えていますが、申請はできますか。

A 8. 太陽光発電システム等を設置した住宅に申請者自らが住んでいることが必要ですので、申請ができません。

(借家の申請)

Q 9. 借家に住んでいますが、申請はできますか。

A 9. 自己所有の家屋に住んでいることが必要ですので、申請ができません。

(同一世帯からの申請)

Q 10. 一昨年度、父が太陽光発電システムの補助金の交付を受けました。今年、機器の増設（既存機器と合わせて8kW）を検討していますが、子供で新たに申請ができますか？

A 10. 既存の機器が過去に補助金の交付を受けているため、申請はできません。

(同一家屋からの申請)

Q 11. 二世帯住宅を新築し、世帯ごとに給湯器をつけるため建物に2つの給湯器を設置します。それぞれの世帯で申請ができますか？

A 11. 1つの家屋で申請できるのは1台のみのため、1台（1人）しか申請はできません。

(外国人の申請)

Q 12. 市内に住んでいる外国籍の者ですが、申請はできますか？

A 12. できます。ただし、帰国等で対象機器の耐用年数の期間中にその機器を処分する場合は、「財産処分承認申請書」が必要となります。財産処分の内容によっては、補助金の返還を求める場合があります。

(太陽光発電システムの増設)

Q 13. 既設の太陽光発電システムへの増設は、対象となりますか？

A 13. 対象になります。ただし、太陽電池モジュールの最大出力数が、既存設備及び増設設備の合計で10kWを超える場合は対象になりません。なお、10kW未満であっても過去に太陽光発電システムの補助金を市から交付されている場合は対象になりません。

(初日の受付)

Q 14. 受付初日の早朝から並びたいと考えていますが、問題はありますか？

A 14. 昨年度から「先着順」に変更となりましたので、そのお気持ちは分かります。確約は出来ませんが、過去5カ年の受付状況を見ましても初日から数日程度で予算枠を超えることはないかと思われます。したがって、他の来庁者に迷惑が掛かることもありますので、開庁時間内に余裕を持って来庁してください。

※ (参考) 過去5カ年の受付終了日 平成24年度 … 5月30日
(太陽光発電システム分) 平成25年度 … 7月 8日
平成26年度 … 12月22日
平成27年度 … 12月 1日
平成28年度 … 1月23日

(太陽光発電システムと高効率給湯器の同時申請)

Q15. 複数の機器の申請をすることはできますか。(例：太陽光発電システム+エコキュート等)

A15. できます。ただし、それぞれに、予算の範囲内での補助となります。

(レンタル契約による機器の申請)

Q16. レンタル契約による機器を設置予定ですが補助金の申請をすることはできますか？

A16. リース契約等は対象外ですので、申請できません。

(予算枠が僅かとなった場合の受付①)

Q17. 予算額が残り1件分しかないとのことなので、翌日の早朝から並ぶことはできますか？

A17. 開庁時間(8時30分)前に複数の方がいた場合は、抽選(クジ引き)となりますので、早朝から並ぶ意味はないかと思えます。

(予算枠が僅かとなった場合の受付②)

Q18. 予算額が残り1件分になった場合、昼(正午から午後1時)でも先着順で対応してくれますか？

A18. 正午から午後1時は受付時間ではありませんので対応できません。午後1時の受付再開の時点で複数の方がいた場合は、抽選(クジ引き)となります。

(代理人の複数申請)

Q19. 代理人は、一度に複数件申請することはできますか？

A19. できます。ただし、受付が混雑している場合は、整理券を配付し順番に受付いたします。その場合は、原則1人1件の受付としますので、後方にてお待ちいただく場合があります。

(キャンセル待ち)

Q20. 申請件数が予算額に達した場合、キャンセル待ちの受付はありますか？

A20. 補欠受付(キャンセル待ち)を10件程度予定しています。

(不交付決定後の再申請)

Q21. 一度申請しましたが、市税等の未納があり不交付決定となりました。未納分を完納すれば、再申請できますか？

A21. できます。

(申請の取下げ)

Q22. 交付決定を受ける前に設置工事の契約解除をしましたが、何か手続きは必要ですか？

A22. 取下げ理由を明記した取下げ書(任意様式)を提出してください。なお、既に受付した申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

【補助金申請書類について】

(申請者の住所)

Q23. 申請者の住所は、設置する住所ですか？現住所ですか？

A23. 申請時に、住民票のある住所を記入してください。

(申請者の印鑑)

Q24. 申請者の印鑑は実印ですか？

A24. 認印で結構です(ゴム印(スタンプ印)不可)。

(太陽光発電システムの補助金交付申請額)

Q25. 太陽光発電システムの最大出力値が2.862kWの場合、交付申請額はいくらですか？

A25. 2.86kW(小数点以下2桁未満を切り捨て)×20,000円=57,200円ですが、千円未満の端数は切り捨てとなりますので、交付申請額は57,000円となります。

(申請書の訂正)

Q26. 申請書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

A26. 訂正の場所に二重線を引き、申請者欄に押印してある印鑑で訂正印を押してください。

(建売住宅の設置期間)

Q27. 建売住宅を購入する場合の設置期間(予定)は、いつの日を記入すればいいですか？

Q27. 引き渡し予定日を記入してください。

(設置期間について①共通事項)

Q28. 設置期間の終了予定日の期限はいつですか？

A28. 実績報告書の提出期限である、平成30年3月30日(金)が期限になります。それまでに終了するようにスケジュールを組んでください。

(設置期間について②太陽光発電システムの場合)

Q29. 太陽光発電システムの設置期間の終了予定日は、いつの日を記入すればいいですか？

A29. 東京電力との系統連系予定日を記入してください。設置工事完了予定日ではありませんのでご注意ください。

(設置期間について③高効率給湯器の場合)

Q30. 高効率給湯器の設置期間の終了予定日は、いつの日を記入すればいいですか？

Q30. 設置工事完了予定日を記入してください。

(設置期間が不明確)

Q31. 機器の納期が3ヶ月以上かかりそうなので、設置期間(予定)欄を記入できませんが、補助金の申請はできますか？

A31. 未記入の場合は、申請できません。設置業者と良く相談のうえ、必ず、記入してください。

(契約書の印鑑)

Q32. 契約書の印は実印でなければ駄目ですか？

A32. 実印である必要はありませんが、申請者と販売業者等の印が必要です。

【変更手続きについて】

(太陽電池モジュールの最大出力が変更となった場合①)

Q33. 太陽電池モジュールの最大出力を 2.80kW で申請して、交付決定を受けました。その後、屋根にスペースがあるため 3.50kW に増設しようと考えていますが、変更は可能ですか？

A33. 可能です。その際には、補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。ただし、補助金変更承認申請書の提出時点で予算額に達していた場合は、交付決定額の増額ができませんのでご注意ください。

(太陽光モジュールの最大出力が変更となった場合②)

Q34. 太陽光モジュールの最大出力を 3.50kW で申請して、交付決定を受けました。その後、予算の関係で 2.80kW に縮小しようと考えていますが、変更は可能ですか？

A34. 可能です。その際には、補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。ただし、交付決定額も減額となります。

(変更申請時の必要書類)

Q35. 補助金変更承認申請書を提出の際に、どのような添付書類が必要ですか？

A35. 変更内容により異なりますが、「変更契約書の写し」や「変更後の機器の形状、規格等が分かるカタログ等の写し」などを添付してください。

(完了予定日の変更)

Q36. 完了予定日が変更になってしまいました。何か手続きは必要ですか？

A36. 申請時に記入いただいた予定日までに完了できれば不要です。なお、完了予定日が大幅に変更となる（遅れる）場合は、市役所環境対策課にご相談ください。

(設置機器の変更)

Q37. 申請時に記入した機器が在庫切れのため、異なる機器に変更しました。メーカーと金額には変更がありません。この場合、変更申請書を提出する必要がありますか？

A37. 補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。

【実績報告書について】

(建売住宅の領収書)

Q38. 建売の住宅を購入した場合、領収書はどのようなものが必要になりますか？

A38. 内訳書等で設置機器に係る明細が記載されていれば、購入総額が記載された領収書でも問題ありません。

(他の工事と一緒に領収書)

Q39. 高効率給湯器を設置しましたが、床暖房と一緒にリフォーム契約なので高効率給湯器の領収書がありません。

A39. 添付する内訳書等で設置した高効率給湯器に係る明細が記載されていれば、床暖房との総額が記載された領収書でも問題ありません。

(ローンを組んだ場合の領収書)

Q40. ローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があります。その際、実績報告書に添付する支払いを証明する書類はどのようなものになりますか。

A40. 太陽光発電システム等を購入したことを証する必要があります。事業者の方に相談していただき、ローンによる代金受領を事業者の方から証明をしてもらってください。

(工事請負契約書に相当する領収書が出せない場合)

Q41. 工事請負契約書に記載してある金額と合致する領収書がありません。どうすれば良いですか？

A41. 住宅を引渡ししたことが確認できる書類を提出してください。なお、詳細については市役所環境対策課にご相談ください。

(申請時と同じ書類がある場合)

Q42. 申請時の内訳書と実績報告の内訳書が同じ書類(工事金額の変更なし)なので、添付を省略できますか？

A42. 省略できません。申請と実績報告は別の手続きになりますので、同じ書類であっても必ず添付してください。

(添付写真)

Q43. 写真のサイズは、どれ位の大きさが必要ですか？

A43. 特に指定はありませんがA4用紙に、直接、印刷したもので結構です。なお、L版サイズの場合は、A4の用紙に剥がれないように糊付けしてください。

(太陽光モジュールの写真)

Q44. 設置枚数全部を写すことが難しい場合はどうすればいいですか？

A44. ある程度の枚数が写っている写真に、モジュールの配置図等を添付してください。

(太陽光発電システムの設置等完了年月日)

Q45. 太陽光発電システム設置をした場合の設置等完了日は、いつの日を記入すればいいですか？

A45. モジュールや売電メーター等の設置日ではなく、東京電力との系統連系が完了した日を記入してください。

(太陽光発電システムの系統連系日)

Q46. 系統連系日が分かりません。どうすればいいですか？

A46. 【電気事業者が東京電力】 系統連系後、最初の検針時に発行される検針票等に記載されている「買取期間起算日」を記入してください。

【電気事業者が東京電力以外】 各電気事業者に確認してください。

(検針票等の提出)

Q47. 系統連系日が2月25日予定だったものが、3月10日に変更となってしまったので、実績報告書の提出期限(3月30日)までに添付書類となっている検針票等が間に合いません。

A47. 環境対策課にご相談下さい。

(複数機器設置時の設置等完了年月日)

Q48. 太陽光発電システムとエコキュートを設置しましたが、それぞれに設置完了日が違います。どちらの機器の設置完了日を記入すればいいですか？

A48. 最後に取付等が完了した機器の完了年月日を記入してください。

(住民票)

Q49. 添付書類として「住民票の写し」があります。しかし、コピー不可となっていますが、写しなのにコピーの提出は駄目なんですか？

A49. 市民窓口課や出張所等で発行されるものが住民票の写しです。したがって、写し=コピーではありません。

(高効率給湯器の保証書)

Q50. 設置業者から保証書を受け取りましたが、販売店等を記載する欄が未記入でした。このような保証書の写しでも大丈夫ですか？

A50. 必要事項を記入してもらってから、写しをご用意ください。

【補助金交付請求書について】

(請求書の提出)

Q51. 実績報告書を提出する際に、補助金交付請求書もあわせて提出することは出来ますか？

A51. できます。その場合は環境対策課にご相談ください。

(請求書の訂正①請求金額)

Q52. 補助金交付請求書の請求金額を間違えて記入してしまいましたが、訂正はできますか？

A52. 請求金額の訂正はできませんので、新しく書き直してください。

(請求書の訂正②請求金額以外)

Q53. 補助金交付請求書を間違えて記入してしまいましたが、訂正はできますか？

A53. 請求金額以外の項目は訂正できます。訂正の場所に二重線を引き、請求者欄に押印してある印鑑で訂正印を押してください。

(提出から振込までの期間)

Q54. 実績報告とあわせて補助金交付請求書を提出しました。提出からどのくらいで振り込まれますか？

A54. 提出後に要件適合の審査(書類審査・現地確認)を行います。合格した場合、補助金交付額確定通知書を送付します。その後、振込の手続きを行いますので、提出から2週間から3週間程度かかります。

(通帳への印字)

Q55. 補助金が振り込まれる際、通帳にはどのように記載されますか？

A55. 「リユウガサキシ カンキヨウタイサクカ」と記載されます。

【アンケートについて】

(以前の検針票等が無い)

Q56. 比較のため1年前の使用量を記入することになっていますが、以前の検針票等を無くしてしまったので記入することが出来ません。

A56. 【電気の場合】 検針票（電気ご使用量のお知らせ）等に「昨年同月分の使用量」が印字されている場合は、その使用量を記入してください。

【ガスの場合】 契約しているガス会社にお問合せください。

(提出をしない場合)

Q57. 記入が面倒なので提出をしたくありません。提出をしなかったらどうなりますか。

A57. アンケートへご協力いただける前提で補助金を交付しています。ご協力いただけない場合は、状況によっては補助金の返還を求める場合がありますので、提出のご協力をお願いします。

(アンケートの活用)

Q58. アンケートのデータはどのように使いますか。

A58. 機器を設置したことにより燃料使用量がどのくらい増減したかを把握し、今後の市のエネルギー政策に関する参考資料とします。また、二酸化炭素がどのくらい削減できたかについて、環境白書等を利用して公表します。